別表第4

別表第4						
検査項目		包装形態	ロットの大きさ(N)	検体採取のため の開梱数(n)	検体採取量 (kg)	検体数
微生物		特定せず	≦ 150	3	0.3	1
			151 ∼ 1,200	5	0.3	1
			≧ 1,201	8	0.3	1
放射線照射		特定せず	≦ 50	2	0.5*1	1
			51 ~ 500	3	0. 5 ^{**1}	1
			501 ~ 3, 200	5	0. 5 ^{**1}	1
			≥ 3, 201	8	0. 5 ^{*1}	1
			≦ 5, 201 ≦ 50	3	0.5	1
放射性物質		特定せず				
			51 ~ 150	5	1	1
			151 ∼ 500	8	1	1
			501 ∼ 3, 200	13	1	1
			$3,201 \sim 35,000$	20	1	1
			≧ 35,001	32	1	1
酸価、過酸化物価		特定せず	≦ 50	2	1.5	1
			51 ~ 500	3	1.5	1
			501 ∼ 3,200	5	1.5	1
			≧ 3, 201	8	1.5	1
	① 均一に分布するもの	特定せず	≧ 1	1	0.3	1
添加物		,/	<u>≡</u> 1 ≤ 50	2	0.3	1
	② 不均一に分布するもの	特定せず	≥ 50 51 ~ 500	3	0. 3	1
			501 ~ 3, 200	5	0.3	1
			≧ 3, 201	8	0.3	1
農薬	① 乾燥野菜、乾燥果実、茶 (抹 茶を除く)		≦ 50	3	0.3	1
			51 ~ 150	5	0. 3	1
		特定せず	$151 \sim 500$	8	0.3	1
			$501 \sim 3,200$	13	0.3	1
			3, 201 ~ 35, 000	20	0.3	1
			≧ 35,001	32	0.3	1
	② キャベツ (芽キャベツを除 く)及びハクサイ ^{※2}	特定せず			4 何なるわざわ 4 竺八	
			特定せず	4	4 個をそれぞれ 4 等分 し、各々から 1 等分を集	1
			,,,,,		めたもの	
	③ 加工食品(簡易な加工を除く)	特定せず	≦ 150	3	1	1
			151 ~ 1,200	5	1	1
			≧ 1, 201	8	1	1
			= 1,201 ≤ 50	3	1	1
	④ ①、②及び③を除く	特定せず	51 ∼ 150	5	1	1
			151 ~ 500	8	1	1
			$501 \sim 3,200$	13	1	1
			3, 201 ~ 35, 000	20	1	1
			≥ 35,001	32	1	1
			≤ 35,001 ≤ 150	3	0.5	1
畜水産食品の 残留有害物質 等	 麻痺性貝毒 	特定せず	$151 \sim 1,200$	5	0. 5	1
	① 州洋江只母	10 AC C 3	≥ 1, 201	8	0. 5	1
			-			
	② 下痢性貝毒	特定せず	≤ 150 $151 \sim 1,200$	3 5	0.5 ^{**3} 0.5 ^{**3}	1 1
	⊌ I MILR#	TNACES	· ·		0. 5 ^{**3}	
			≥ 1,201	8		1 e
	③ フグ混入	特定せず	≦ 150	3	1尾 (ピース) を1検体と	6
	● ノフ 此八	17/L'L 9	151 ~ 1, 200	5 8	して、各カートンより 2 尾を採取する	10
			≥ 1,201			16
	④ 乾燥海藻類	融合山平	≦ 150	3	0.3	1
	4) 乾燥海澡類	特定せず	151 ~ 1,200	5	0.3	1
			≥ 1,201	8	0.3	1
	⑤ ①、②、③及び④を除く	特定せず	≦ 150	3	0.5	1
			151 ~ 1,200	5	0.5	1
			≧ 1, 201	8	0.5	1
バツリン ^{※4} 及 U ^S DON	① 袋詰めで内容量がおおむね 20kg以上のもの	袋	≦ 280	32	1	1
			281 ~ 500	50	1	1
			501 ~ 1,200	80	1	1
			1, 201 ~ 3, 200	130 (65×2)	2 (1×2)	2
			≧ 3, 201	210 (70×3)	3 (1×3)	3
	② 缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	≦ 50	2	0. 5	1
			51 ~ 500	$4(2 \times 2)$	1 $(0.25 \times 2) \times 2$	2
			≥ 501	6 (2×3)	1. $5(0.25 \times 2) \times 3$	3
	③ ①及び②以外のもの	小型容器包装	≦ 50	$2(2 \times 1)$	1サンプルの最小採取単	1
			51 ~ 500	$3(3 \times 1)$	位は150gとし、150g未満 のものにあっては必要量	1
			501 ∼ 3,200	6 (3×2)	を集めてこれを1サンプ	2
			≧ 3,201	9 (3×3)	ルとする	3
※1:水産物(しゃこ)にあっては1とする。	※2·千切り 乱切	10 等 細切したものを	除く. ※3・L じみ:	等のかき身1個体あたりの7	重量が10σ未満

※1: 水産物 (しゃこ) にあっては 1 とする。 ※2: 千切り、乱切り等、細切したものを除く。 ※3: しじみ等のむき身 1 個体あたりの重量が10g未満の二枚貝にあっては 0.25 とする。 ※4: パツリンは、②又は③の方法による。

[※]数類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。
ア. サイロ又ははしけ (以下「サイロ等」という。) 搬入時の検体採取
サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検
体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体 (1kg以上)とする。
イ. はしげにおける検体採取
任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体 (1kg以上)とする。
ウ. コンテナにおける検体採取
任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体 (1kg以上)とする。